

令和8年第4回
西条市教育委員会 3月定例会会議録

西条市教育委員会

令和8年第4回西条市教育委員会 3月定例会会議録

- 1 開会及び閉会 2月17日(火) 午後5時30分
閉会 同 日 午後6時35分

2 出席及び欠席

出席者	教育長	青野信樹
	教育長職務代理者	福田亜弓
	委員	磯 恒子
	委員	鳳 慶洲
	委員	一色一成

3 会議に出席した者

事務局長	串部佳隆
教育指導監	吉岡健二
副局長兼社会教育課長	佐竹浩
学校教育課長	村上彰彦
学校教育課指導主幹	莖田篤史
学校政策課長	渡部誉
学校政策課指導主幹	内田賢一郎
教育総務課長	白石元
教育総務課主幹兼係長	曾我部みを
西条図書館長	越智秀樹
人権擁護課長	近藤孝弘
教育総務係長	田口剛洋

4 会議録署名委員

3番委員	鳳 慶洲
4番委員	一色一成

- 5 議 案
- ・議案第8号 令和8年度西条市の教育基本方針について
 - ・議案第9号 令和7年度3月補正予算について
 - ・議案第10号 令和8年度当初予算について
 - ・議案第11号 西条市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について
 - ・議案第12号 西条市立小・中学校の適正規模及び適正配置について
- 6 報告事項
- ・令和8年度教育委員会定例会の日程について

6 傍 聴 者 なし

7 議事の概要

教育長 ・ただ今から、令和 8 年第 4 回教育委員会 3 月定例会を開催する。

教育長 ・本日の会議録署名委員に鳳委員と一色委員を指名する。
・日程第 3 教育長の報告に入り、事務局長に報告を求める。

事務局長 ・教育長の事業、実施 14 件、予定 12 件、図書館特別館内整理期間について報告する。

主な実施

1/30 四国地区市町村教育委員会協議会

1/31 子ども会育成会交流学習発表会

2/8 令和 7 年度第 21 回西条市 PTA 大会

2/16 第 6 回部活動地域移行検討委員会

主な予定

3/17 中学校卒業式

3/24 小学校卒業式

教育長 ・この報告について質問等ないか問う。

一色委員 ・2月 16 日に開催された第 6 回部活動地域移行検討委員会について、内容が決定し、開示可能な資料等があれば共有していただきたい。

学校政策課指導主幹 ・国及び県は、令和 10 年を目標に休日の全ての部活動を地域クラブへ移行し、令和 13 年には平日も含めた地域展開を進める方針を打ち出した。市もまずは令和 10 年の休日において、全ての活動の地域展開を目指すということで方向性を確認した。方針案が確定次第お知らせする。また来年度には男子バレーボール部について、モデル事業として土日に地域クラブをバレーボール協会が立ち上げる。モデル展開に際しては、教職員の兼職や費用面など、課題も含めてより良い実証を行ってみたい。

福田委員 ・部活動は子どもたちが仲間と関わりながら成長する大切な場であると認識している。しかし、子ども同士のトラブルや指導者とのトラブルが発生することも、それは先生方の働き方改革にも直結する問題だと思う。トラブルを未然に防ぐための体制づくりについて何か情報があれば教えていただきたい。

学校政策課指導主幹 ・国は地域クラブへの移行に際し、指導者養成のガイドラインを策定している。例えばアンダーマネジメントや指導者自身のあり方、さらには子ども同士でトラブルが発生した場合の対処法について一定のガイドラインを設ける予定である。本市でも、生徒間や指導者とのトラブル、保護者との関係性に関する問題が発生している。初期対応は校長中心に学校の様々な部分で行われている。我々としては早期に教職員自ら抱え込まずチームとして学校で対応していくことを重視している。また、教育委員会への相談も迅速に行うよう日頃から伝えているので、その体制もしっかり整えてまいりたい。

教育長 ・他にご質問はございますか。

・無いようなので、日程第4の議案に移る。

・議案第8号 令和8年度西条市教育基本方針について議題とし、審議する。事務局より説明を求める。

(教育総務課長説明)

教育長 ・ただ今の説明について、質問等ございますか。

一色委員 ・2ページの1項目「学び合い学習の推進」についてですが、この数年で生成AIが一般市民の日常生活にも浸透してきた。学校現場での位置付けや教育基本方針内で記載されている内容について教えていただきたい。

学校政策課指導主幹 ・4ページの(3)のイの(カ)のAIによる指導案作成支援と授業づくりについてですが、「学び合い学習」を含む授業骨格や指導案作成においてICT支援員の戸田先生が毎日生徒向けコンテンツや動画作成などを活用できるよう取り組んでいる。「先生の時間を生み出すAIチャンネル」という名称で、その情報提供にも努めている。

教育長 ・児童生徒は授業中AIを活用しているのか。

学校政策課指導主幹 ・国や県でも児童生徒による使用状況について、細かなところまでは把握できていないと思う。

一色委員 ・AIには無料版と有料版がある。その精度には大きな違いがあ

り、もし先生方が仕事上で指導案作成などに利用される場合には、教育委員会として予算措置し各学校へ配布という形でルール化し連携させて使用しないと、多様な制度への影響も出てくるだろう。この点も含め審議されることを願っている。

議委員 ・3 ページには「通常学級」という記載があるが、「通常の学級」が適切な表現だと思う。

教育長 ・「通常の学級」が適正である。

議委員 ・8 ページの (5) のエ項目「女性」の記載は残すのか。

学校政策課指導主幹 ・そのまま残す。

教育長 ・他に何かございますか。
それでは採決する。

教育長 議案第8号 令和8年度西条市教育基本方針について、賛成される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

・挙手全員ということで、議案第8号について原案とおりに決定する。

・続いて、議案第9号令和7年度3月補正予算について議題とし、審議する。事務局より説明を求める。

(教育総務課長説明)

・ただ今の説明について、質問等はございませんか。

(質問意見なし)

教育長 ・それでは採決する。
議案第9号 令和7年度3月補正予算について賛成される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

教育長 ・挙手全員ということで、議案第9号につきまして原案とおりに

決定する。

・続いて、議案第 10 号 令和 8 年度当初予算について議題とし審議する。

事務局より説明を求める。

(教育総務課長、社会教育課長、学校教育課長、
学校政策課長説明)

・ただ今の説明について質問等ございませんか。

鳳委員

・現在、小中学校の給食費はいくらか。

教育総務課主幹

・7 年度の給食費としては、小学校 280 円、中学校 330 円で、これに国の物価高騰の補助金を 30 円上乗せしている。

鳳委員

・小学校給食費負担軽減事業及び学校給食物価高騰対策補助金の 2 つの事業があるが、小学校給食費負担軽減事業によって一人当たり 5,200 円分の不足分は学校給食物価高騰対策補助金から補填されるのか。

教育総務課主幹

・小学校給食費負担軽減事業は国創設のこれまで無償化と謳われていた施策を活用したものである。一人当たり月額で 5,200 円が県を通じて交付されるが、その国基準額を超える部分は国からの別の交付金を活用する。このため、令和 8 年度の小学校の 330 円の不足分 30 円と、中学校の 390 円全額とも予算計上している。

鳳委員

・小学校給食費負担軽減事業は、来年度以降も継続されるのか。

教育総務課主幹

・その見込みである。

鳳委員

・また、学校給食物価高騰対策補助金は令和 8 年度限りとなるのか。

教育総務課主幹

・そのとおり。

鳳委員

・9 年度以降、有償になった場合でも予算措置により給食費は下がるのか。

教育総務課主幹

・物価高騰による予算措置は未定。予算措置がない場合は、小

学校の場合は小学校給食費負担軽減事業の不足分が保護者負担になる。そして中学校の場合は、全額保護者負担となる。

鳳委員 ・食物アレルギー等の児童への助成方法ですが、その給食費相当額は現金支給になるのか。

教育総務課主幹 ・そのとおり。給食費相当額を助成する。

福田委員 ・子育て世帯への家計負担ですが、この物価高騰が続く中、来年度一年間の無償化制度と理解している。しかし、今後中学生への対象拡大可能性もあると思う。子どもの給食時間、美味しく楽しい時間になるよう栄養バランスや地産地消を維持した提供をお願いしたい。

教育長 ・その他ご質問等ございますか。

一色委員 ・不登校支援員配置事業ですが、配置校数9校、中学校9校と記載されているが、その人数は何名になるのか。

学校教育課長 ・1校1名ずつ配置され9名になる。

一色委員 ・この9名で10,294千円ということで間違いはないか。

学校教育課長 ・冬休みや夏休みの勤務はなく、週5日4時間の勤務形態であり9名分で間違いはない。

教育長 ・その他ご質問等ございますか。ご意見がないようなので、採決する。議案10号 令和8年度当初予算について賛成される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

・議案第10号については原案とおり決定した。

・続いて、議案第11号、西条市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について議題とし、審議する。事務局より説明を求める。

(学校政策課長説明)

・ただ今の説明についてご質問等ございますか。

一色委員 ・資料の3ページの変更前・変更後の比較後読んだところ協議会対象の学校と書かれているところで、「以前校長のみ意見提出だった」と思うが、この変更後の内容になった時に意見の双方向ではなくて、一つの方向の意見が強くなりがちであるため、その検証の協力を深堀りされたなら、少し詳しくお聞かせ願いたい。

学校政策課長 ・これまで、学校長の具申に基づいて教育委員会に人事などに関する申し出を行い、次年度に向けての方針を策定してきた。今回、文部科学省の逐条解説にも記載されているとおり、引き続き学校長の具申によって人事等が教育委員会に申し出られることになる。その中で、協議会長から教育委員会への意見提出が要素の一つとして含まれる。ルール上では学校長からの申し出のみとなるため、この点は今後も変わらない。今回は運営協議会からの意見を参考とし、それを多面的に判断することが教育委員会の役割だと考えている。

校長会長に相談し、事前に校長会でも説明を行ったところ、数名の校長先生からご心配をいただいている。文部科学省からも逐条解説やQ&Aが提供されている。全国的にもこの件について施行前に現場から不安として影響が生じる可能性が指摘されていたが、結果として不安はわずかであったと解説があった。検証については、事前に校長先生からも校長会で説明し、ご意見をいただいているため、さらに詳細な検証は行っていない。ただし、一部の方々からご意見をいただき、その中には学校の協議会の議題として、提案方法について示唆する例もあり、一定程度ご理解いただけていると考えている。

一色委員 ・教育委員会への意見表明はあくまで意見として受け止められ、それが判断材料となるという認識でよろしいか。

学校政策課長 ・そのとおり。

教育長 ・その他ご意見等ございますか。

議案第11号 西条市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について賛成される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

・挙手全員ということで、議案第11号については原案通り決

定する。

・次に議案第 12 号 西条市立小中学校の適正規模および適正配置について議題とし、審議する。事務局より説明を求める。

(学校政策課長説明)

- 一色委員 ・資料は教育委員会全体の総意という認識でよろしいか。
- 学校政策課長 ・教育委員会全体の総意である。
- 福田委員 ・総合教育会議でも少しお話ししたが、子どもたちの通学距離基準について、この基本方針案には含まれるのか。
- 学校政策課長 ・現時点では、この方針内には具体的なキロ数や基準は想定してない。今後、その方針提示後の計画案では地域再編など具体的な内容が明確になると思う。ただし、この基本方針案にはスクールバスという言葉も触れるが、具体的な内容について記載する予定はない。
- 教育長 ・他にご意見等ございませんか。
それでは採決する。
議案第 12 号 西条市立小・中学校の適正規模及び適正配置について賛成される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

- ・議案第 12 号については、原案とおり決定する。
- ・日程第 5 に入る。事務局より令和 8 年度教育委員会定例会の日程について報告事項をお願いします。

(教育総務課教育総務係長説明)

- 教育長 ・ただいまの報告について、何かご質問等ございますか。
ないようですので、以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。それではこれで第 4 回 3 月教育委員会定例会を閉会する。
-

- ・令和8年第4回教育委員会3月定例会を閉会する。

了

会議録署名委員

3番委員

4番委員